

地方分権一括法に係る条例案の概要

1 条例制定の趣旨・経緯

平成25年度に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）」において、介護保険法が改正されました。

これに伴い、今まで厚生労働省令等で定められていた基準を、国の基準を参考に条例で定めることとなりました。

条例制定に当たっては、国の基準が次のとおり分類されており、市町村はこれに応じながら地域の実情に基づいた内容の条例を制定することとされています。

基準の分類	基準の意味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

2 美濃加茂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（案）についての概要

(1) 条例の基準となる省令

介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第140条の66

従うべき基準	地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数
参酌すべき基準	従うべき基準に掲げるもの以外の基準

(2) 市の考え方

条例で定める基準は、省令どおりの基準とします。

3 美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）についての概要

(1) 条例の基準となる省令

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37条）

従うべき基準	指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
参酌すべき基準	従うべき基準に掲げるもの以外の基準

(2) 市の考え方

条例で定める基準は、上記(1)の「従うべき基準」については、省令どおりの基準とします。

上記(1)の「参酌すべき基準」は、「指定等の基準」と「記録の整備（保存期間）」について、下表のとおり、省令と異なる基準（市独自の基準）とし、その他は省令どおりの基準とします。

項目	省令	市の基準	理由	条例案条項
指定等の基準	なし	法人の役員又は事業所の管理者は、暴力団員であってはならない	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に沿って、暴力団を排除するための活動を推進するため	第3条第2項
記録の整備（保存期間）	完結の日から2年間	完結の日から5年間	介護報酬の過誤請求等について、適切な	第31条第2項

			対応ができる ようにするた め	
--	--	--	-----------------------	--